○財務省告示第三百四十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十二回	四千四十二万円	四千三十八万七千八百二円
〃	第四十三回	二億七千七百二十三万円	二億七千七百五万三千三百十六円
〃	第四十四回	一億千三百五十五万円	一億千三百四十六万八千五百九十八円
〃	第四十五回	六千七百二十一万円	六千七百十六万七千百七十四円
〃	第四十六回	一億四百四万円	一億三百九十八万二千二円
〃	第四十七回	七千三百十六万円	七千三百十一万三千三百八十四円
〃	第四十八回	六千二百四十二万円	六千二百三十八万二百二十六円
〃	第四十九回	九千六百五十万円	九千六百四十四万六千二百四円
〃	第五十回	一億三千二百四十一万円	一億三千二百三十四万六千七百八円
〃	第五十一回	三千四百二十一万円	三千四百十九万三千六百五十二円
〃	第五十二回	一億三千四百六十万円	一億三千四百五十三万五千六百六十四円
〃	第五十三回	九千九百五十万円	九千九百四十六万三百六十八円
〃	第五十四回	七千九百五十一万円	七千九百四十七万八千三百三十円
〃	第五十五回	一億百三十三万円	一億百二十八万九千六百四十四円
〃	第五十六回	六千九百五十一万円	六千九百四十八万二千三百二十四円
〃	第五十七回	一億千五十五万円	一億千五十万五千九百七十四円
〃	第五十八回	二億二千百五十一万円	二億二千百四十二万千七百六十八円

〃	第五十九回	一億七千三百五万円	一億七千二百九十八万千七十二円
〃	第六十回	一億七千四百四十五万円	一億七千四百三十八万五百十六円
〃	第六十一回	二億五千二百五十六万円	二億五千二百四十五万九千三百九十四円
〃	第六十二回	一億六百二万円	一億五百九十七万八千五十六円
〃	第六十三回	二億二千二十九万円	二億二千二十万二千二百六十二円
〃	第六十四回	四億五千百九万円	四億五千九十一万三百二十四円
〃	第六十五回	三百万円	二百九十九万八千七百五十八円
〃	第六十六回	五百万円	四百九十九万八千百二十四円
〃	第六十九回	二百万円	百九十九万九千五百二十九円
〃	第七十回	五百万円	四百九十九万八千九百七十円
〃	第七十六回	七千十八万円	七千十七万九千六百十六円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十五回	二億四千四百十五万円	二億四千三百五十万八千五十四円
〃	第二十六回	一億千八百二十九万円	一億千八百三万五千五百三十四円
〃	第二十七回	一億千二百六十三万円	一億千二百四十五万九千四百九十円
〃	第二十八回	一億二千九百五十万円	一億二千九百三十二万四千六百四円
〃	第二十九回	五千三百七十二万円	五千三百六十六万四千三百八十四円
〃	第三十回	二千六百七十万円	二千六百六十八万七千二百四十二円
〃	第三十一回	一億九千四百七十五万円	一億九千四百二十八万四千五百六円
〃	第三十二回	三億三千八百六十九万円	三億三千八百四万二千三百二十八円
〃	第三十三回	二億九千六十三万円	二億九千二十八万二千六百六十二円
〃	第三十四回	一億千九百十九万円	一億千九百二万八千五百七十八円